

発電用原子炉設置者11社からの発電用原子炉の  
設置変更許可について（答申）（案）

(案)

番 号  
年 月 日

原子力規制委員会 宛

原子力委員会委員長

東北電力株式会社東通原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可  
(発電用原子炉の使用済燃料の処分の方法の変更) について (答申)

平成28年10月5日付け原規規発第1610051号をもって意見照会のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下、「法」という。)第43条の3の8第2項において準用する法第43条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準の適用については、別紙のとおりである。

(別紙)

東北電力株式会社東通原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可  
(発電用原子炉の使用済燃料の処分の方法の変更)に関する核原料  
物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下、「法」と  
いう。)第43条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準の適  
用について

本件申請については、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関  
する法律の施行に伴う使用済燃料の処分の方法に関する変更によるものであ  
り、発電用原子炉については変更がなく、使用済燃料は法に基づき指定を受け  
た国内再処理事業者において再処理を行うこと、海外において再処理が行われ  
る場合は、我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結してい  
る国の再処理事業者において実施することとされている。これらのことから、  
当該発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められ  
るとする原子力規制委員会の判断は妥当である。

(案)

番 号  
年 月 日

原子力規制委員会 宛

原子力委員会委員長

東北電力株式会社女川原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可  
(1号、2号及び3号発電用原子炉の使用済燃料の処分の方法の変更)について(答申)

平成28年10月5日付け原規規発第1610052号をもって意見照会のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下、「法」という。)第43条の3の8第2項において準用する法第43条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準の適用については、別紙のとおりである。

(別紙)

東北電力株式会社女川原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可（1号、2号及び3号発電用原子炉の使用済燃料の処分の方法の変更）に関する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下、「法」という。）第43条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準の適用について

本件申請については、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律の施行に伴う使用済燃料の処分の方法に関する変更によるものであり、発電用原子炉については変更がなく、使用済燃料は法に基づき指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うこと、海外において再処理が行われる場合は、我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施することとされている。これらのことから、当該発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められるとする原子力規制委員会の判断は妥当である。

(案)

番 号  
年 月 日

原子力規制委員会 宛

原子力委員会委員長

東京電力ホールディングス株式会社東通原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可（発電用原子炉の使用済燃料の処分の方法の変更）について（答申）

平成28年10月5日付け原規規発第1610053号をもって意見照会のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下、「法」という。）第43条の3の8第2項において準用する法第43条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準の適用については、別紙のとおりである。

(別紙)

東京電力ホールディングス株式会社東通原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可（発電用原子炉の使用済燃料の処分の方法の変更）に関する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下、「法」という。）第43条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準の適用について

本件申請については、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律の施行に伴う使用済燃料の処分の方法に関する変更によるものであり、発電用原子炉については変更がなく、使用済燃料は法に基づき指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うこと、海外において再処理が行われる場合は、我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施することとされている。これらのことから、当該発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められるとする原子力規制委員会の判断は妥当である。

(案)

番 号  
年 月 日

原子力規制委員会 宛

原子力委員会委員長

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の発電用  
原子炉の設置変更許可（1号、2号、3号、4号、5号及び6号発  
電用原子炉の使用済燃料の処分の方法の変更）について（答申）

平成28年10月5日付け原規規発第1610054号をもって意見照会の  
あった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律  
（以下、「法」という。）第43条の3の8第2項において準用する法第43条  
の3の6第1項第1号に規定する許可の基準の適用については、別紙のとおり  
である。

(別紙)

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可（1号、2号、3号、4号、5号及び6号発電用原子炉の使用済燃料の処分の方法の変更）に関する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下、「法」という。）第43条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準の適用について

本件申請については、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律の施行に伴う使用済燃料の処分の方法に関する変更によるものであり、発電用原子炉については変更がなく、使用済燃料は法に基づき指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うこと、海外において再処理が行われる場合は、我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施することとされている。これらのことから、当該発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められるとする原子力規制委員会の判断は妥当である。

(案)

番 号  
年 月 日

原子力規制委員会 宛

原子力委員会委員長

東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所の発電用  
原子炉の設置変更許可（1号、2号、3号及び4号発電用原子炉の  
使用済燃料の処分の方法の変更）について（答申）

平成28年10月5日付け原規規発第1610055号をもって意見照会の  
あった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律  
（以下、「法」という。）第43条の3の8第2項において準用する法第43条  
の3の6第1項第1号に規定する許可の基準の適用については、別紙のとおり  
である。

(別紙)

東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可（1号、2号、3号及び4号発電用原子炉の使用済燃料の処分の方法の変更）に関する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下、「法」という。）第43条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準の適用について

本件申請については、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律の施行に伴う使用済燃料の処分の方法に関する変更によるものであり、発電用原子炉については変更がなく、使用済燃料は法に基づき指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うこと、海外において再処理が行われる場合は、我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施することとされている。これらのことから、当該発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められるとする原子力規制委員会の判断は妥当である。

(案)

番 号  
年 月 日

原子力規制委員会 宛

原子力委員会委員長

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可（1号、2号、3号、4号、5号、6号及び7号発電用原子炉の使用済燃料の処分の方法の変更）について（答申）

平成28年10月5日付け原規規発第1610056号をもって意見照会のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下、「法」という。）第43条の3の8第2項において準用する法第43条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準の適用については、別紙のとおりである。

(別紙)

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可（1号、2号、3号、4号、5号、6号及び7号発電用原子炉の使用済燃料の処分の方法の変更）に関する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下、「法」という。）第43条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準の適用について

本件申請については、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律の施行に伴う使用済燃料の処分の方法に関する変更によるものであり、発電用原子炉については変更がなく、使用済燃料は法に基づき指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うこと、海外において再処理が行われる場合は、我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施することとされている。これらのことから、当該発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められるとする原子力規制委員会の判断は妥当である。

(案)

番 号  
年 月 日

原子力規制委員会 宛

原子力委員会委員長

中部電力株式会社浜岡原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可  
(1号、2号、3号、4号及び5号発電用原子炉の使用済燃料の処  
分の方法の変更) について (答申)

平成28年10月5日付け原規規発第1610057号をもって意見照会の  
あった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律  
(以下、「法」という。) 第43条の3の8第2項において準用する法第43条  
の3の6第1項第1号に規定する許可の基準の適用については、別紙のとおり  
である。

(別紙)

中部電力株式会社浜岡原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可  
(1号、2号、3号、4号及び5号発電用原子炉の使用済燃料の処分  
の方法の変更)に関する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規  
制に関する法律(以下、「法」という。)第43条の3の6第1項第  
1号に規定する許可の基準の適用について

本件申請については、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に  
関する法律の施行に伴う使用済燃料の処分の方法に関する変更によるもので  
あり、発電用原子炉については変更がなく、使用済燃料は法に基づき指定を受  
けた国内再処理事業者において再処理を行うこと、海外において再処理が行わ  
れる場合は、我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結して  
いる国の再処理事業者において実施することとされている。これらのことから、  
当該発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認めら  
れるとする原子力規制委員会の判断は妥当である。

(案)

番 号  
年 月 日

原子力規制委員会 宛

原子力委員会委員長

北陸電力株式会社志賀原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可  
(1号及び2号発電用原子炉の使用済燃料の処分の方法の変更)に  
ついて (答申)

平成28年10月5日付け原規規発第1610058号をもって意見照会の  
あった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律  
(以下、「法」という。)第43条の3の8第2項において準用する法第43条  
の3の6第1項第1号に規定する許可の基準の適用については、別紙のとおり  
である。

(別紙)

北陸電力株式会社志賀原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可（1号及び2号発電用原子炉の使用済燃料の処分の方法の変更）に関する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下、「法」という。）第43条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準の適用について

本件申請については、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律の施行に伴う使用済燃料の処分の方法に関する変更によるものであり、発電用原子炉については変更がなく、使用済燃料は法に基づき指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うこと、海外において再処理が行われる場合は、我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施することとされている。これらのことから、当該発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められるとする原子力規制委員会の判断は妥当である。

(案)

番 号  
年 月 日

原子力規制委員会 宛

原子力委員会委員長

中国電力株式会社島根原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可  
(1号、2号及び3号発電用原子炉の使用済燃料の処分の方法の変更)について(答申)

平成28年10月5日付け原規規発第1610059号をもって意見照会のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下、「法」という。)第43条の3の8第2項において準用する法第43条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準の適用については、別紙のとおりである。

(別紙)

中国電力株式会社島根原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可（1号、2号及び3号発電用原子炉の使用済燃料の処分の方法の変更）に関する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下、「法」という。）第43条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準の適用について

本件申請については、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律の施行に伴う使用済燃料の処分の方法に関する変更によるものであり、発電用原子炉については変更がなく、使用済燃料は法に基づき指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うこと、海外において再処理が行われる場合は、我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施することとされている。これらのことから、当該発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められるとする原子力規制委員会の判断は妥当である。

(案)

番 号  
年 月 日

原子力規制委員会 宛

原子力委員会委員長

日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更  
許可（発電用原子炉の使用済燃料の処分の方法の変更）について  
（答申）

平成28年10月5日付け原規規発第16100510号をもって意見照会  
のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法  
律（以下、「法」という。）第43条の3の8第2項において準用する法第43  
条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準の適用については、別紙のと  
おりである。

(別紙)

日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更許可（発電用原子炉の使用済燃料の処分の方法の変更）に関する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下、「法」という。）第43条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準の適用について

本件申請については、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律の施行に伴う使用済燃料の処分の方法に関する変更によるものであり、発電用原子炉については変更がなく、使用済燃料は法に基づき指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うこと、海外において再処理が行われる場合は、我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施することとされている。これらのことから、当該発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められるとする原子力規制委員会の判断は妥当である。

(案)

番 号  
年 月 日

原子力規制委員会 宛

原子力委員会委員長

日本原子力発電株式会社敦賀発電所の発電用原子炉の設置変更許可  
(1号及び2号発電用原子炉の使用済燃料の処分の方法の変更)に  
ついて (答申)

平成28年10月5日付け原規規発第16100511号をもって意見照会  
のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法  
律(以下、「法」という。)第43条の3の8第2項において準用する法第43  
条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準の適用については、別紙のと  
おりである。

(別紙)

日本原子力発電株式会社敦賀発電所の発電用原子炉の設置変更許可（1号及び2号発電用原子炉の使用済燃料の処分の方法の変更）に関する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下、「法」という。）第43条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準の適用について

本件申請については、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律の施行に伴う使用済燃料の処分の方法に関する変更によるものであり、発電用原子炉については変更がなく、使用済燃料は法に基づき指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うこと、海外において再処理が行われる場合は、我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施することとされている。これらのことから、当該発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められるとする原子力規制委員会の判断は妥当である。

(案)

番 号  
年 月 日

原子力規制委員会 宛

原子力委員会委員長

電源開発株式会社大間原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可  
(発電用原子炉の使用済燃料の処分の方法の変更) について (答申)

平成28年10月5日付け原規規発第16100512号をもって意見照会のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下、「法」という。)第43条の3の8第2項において準用する法第43条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準の適用については、別紙のとおりである。

(別紙)

電源開発株式会社大間原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可（発電用原子炉の使用済燃料の処分の方法の変更）に関する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下、「法」という。）第43条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準の適用について

本件申請については、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律の施行に伴う使用済燃料の処分の方法に関する変更によるものであり、発電用原子炉については変更がなく、使用済燃料は法に基づき指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うこと、海外において再処理が行われる場合は、我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施することとされている。これらのことから、当該発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められるとする原子力規制委員会の判断は妥当である。

(案)

番 号  
年 月 日

原子力規制委員会 宛

原子力委員会委員長

関西電力株式会社美浜発電所発電用原子炉設置変更許可（1号、2号及び3号発電用原子炉 使用済燃料の処分の方法の変更）について（答申）

平成28年10月5日付け原規規発第16100515号をもって意見照会のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下、「法」という。）第43条の3の8第2項において準用する法第43条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準の適用については、別紙のとおりである。

(別紙)

関西電力株式会社美浜発電所発電用原子炉設置変更許可（1号、2号及び3号発電用原子炉 使用済燃料の処分の方法の変更）に関する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下、「法」という。）第43条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準の適用について

本件申請については、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律の施行に伴う使用済燃料の処分の方法に関する変更によるものであり、発電用原子炉については変更がなく、使用済燃料は法に基づき指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うこと、海外において再処理が行われる場合は、我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施することとされている。これらのことから、当該発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められるとする原子力規制委員会の判断は妥当である。

(案)

番 号  
年 月 日

原子力規制委員会 宛

原子力委員会委員長

関西電力株式会社高浜発電所発電用原子炉設置変更許可（1号、2号、3号及び4号発電用原子炉 使用済燃料の処分の方法の変更）  
について（答申）

平成28年10月5日付け原規規発第16100516号をもって意見照会のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下、「法」という。）第43条の3の8第2項において準用する法第43条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準の適用については、別紙のとおりである。

(別紙)

関西電力株式会社高浜発電所発電用原子炉設置変更許可（1号、2号、3号及び4号発電用原子炉 使用済燃料の処分の方法の変更）に関する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下、「法」という。）第43条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準の適用について

本件申請については、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律の施行に伴う使用済燃料の処分の方法に関する変更によるものであり、発電用原子炉については変更がなく、使用済燃料は法に基づき指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うこと、海外において再処理が行われる場合は、我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施することとされている。これらのことから、当該発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められるとする原子力規制委員会の判断は妥当である。

(案)

番 号  
年 月 日

原子力規制委員会 宛

原子力委員会委員長

関西電力株式会社大飯発電所発電用原子炉設置変更許可（1号、2号、3号及び4号発電用原子炉 使用済燃料の処分の方法の変更）  
について（答申）

平成28年10月5日付け原規規発第16100519号をもって意見照会のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下、「法」という。）第43条の3の8第2項において準用する法第43条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準の適用については、別紙のとおりである。

(別紙)

関西電力株式会社大飯発電所発電用原子炉設置変更許可（1号、2号、3号及び4号発電用原子炉 使用済燃料の処分の方法の変更）に関する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下、「法」という。）第43条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準の適用について

本件申請については、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律の施行に伴う使用済燃料の処分の方法に関する変更によるものであり、発電用原子炉については変更がなく、使用済燃料は法に基づき指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うこと、海外において再処理が行われる場合は、我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施することとされている。これらのことから、当該発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められるとする原子力規制委員会の判断は妥当である。

(案)

番 号  
年 月 日

原子力規制委員会 宛

原子力委員会委員長

九州電力株式会社玄海原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可  
(1号、2号、3号及び4号発電用原子炉 使用済燃料の処分の方  
法の変更) について (答申)

平成28年10月5日付け原規規発第16100520号をもって意見照会  
のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法  
律(以下、「法」という。)第43条の3の8第2項において準用する法第43  
条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準の適用については、別紙のと  
おりである。

(別紙)

九州電力株式会社玄海原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可  
(1号、2号、3号及び4号発電用原子炉 使用済燃料の処分の方法の変更)に関する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下、「法」という。)第43条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準の適用について

本件申請については、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律の施行に伴う使用済燃料の処分の方法に関する変更によるものであり、発電用原子炉については変更がなく、使用済燃料は法に基づき指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うこと、海外において再処理が行われる場合は、我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施することとされている。これらのことから、当該発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められるとする原子力規制委員会の判断は妥当である。

(案)

番 号  
年 月 日

原子力規制委員会 宛

原子力委員会委員長

九州電力株式会社川内原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可  
(1号及び2号発電用原子炉 使用済燃料の処分の方法の変更)に  
ついて (答申)

平成28年10月5日付け原規規発第16100521号をもって意見照会  
のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法  
律(以下、「法」という。)第43条の3の8第2項において準用する法第43  
条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準の適用については、別紙のと  
おりである。

(別紙)

九州電力株式会社川内原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可  
(1号及び2号発電用原子炉 使用済燃料の処分の方法の変更)に  
関する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以  
下、「法」という。)第43条の3の6第1項第1号に規定する許可  
の基準の適用について

本件申請については、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関  
する法律の施行に伴う使用済燃料の処分の方法に関する変更によるものであ  
り、発電用原子炉については変更がなく、使用済燃料は法に基づき指定を受け  
た国内再処理事業者において再処理を行うこと、海外において再処理が行われ  
る場合は、我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結してい  
る国の再処理事業者において実施することとされている。これらのことから、  
当該発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められ  
るとする原子力規制委員会の判断は妥当である。

(案)

番 号  
年 月 日

原子力規制委員会 宛

原子力委員会委員長

四国電力株式会社伊方発電所の発電用原子炉設置変更許可（1号、  
2号及び3号使用済燃料の処分の方法の変更）について（答申）

平成28年10月5日付け原規規発第16100522号をもって意見照会  
のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法  
律（以下、「法」という。）第43条の3の8第2項において準用する法第43  
条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準の適用については、別紙のと  
おりである。

(別紙)

四国電力株式会社伊方発電所の発電用原子炉設置変更許可（1号、2号及び3号使用済燃料の処分の方法の変更）に関する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下、「法」という。）第43条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準の適用について

本件申請については、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律の施行に伴う使用済燃料の処分の方法に関する変更によるものであり、発電用原子炉については変更がなく、使用済燃料は法に基づき指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うこと、海外において再処理が行われる場合は、我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施することとされている。これらのことから、当該発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められるとする原子力規制委員会の判断は妥当である。

(案)

番 号  
年 月 日

原子力規制委員会 宛

原子力委員会委員長

北海道電力株式会社泊発電所の発電用原子炉設置変更許可（1号、  
2号及び3号発電用原子炉 使用済燃料の処分の方法の変更）につ  
いて（答申）

平成28年10月5日付け原規規発第16100523号をもって意見照会  
のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法  
律（以下、「法」という。）第43条の3の8第2項において準用する法第43  
条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準の適用については、別紙のと  
おりである。

(別紙)

北海道電力株式会社泊発電所の発電用原子炉設置変更許可（1号、2号及び3号発電用原子炉 使用済燃料の処分の方法の変更）に関する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下、「法」という。）第43条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準の適用について

本件申請については、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律の施行に伴う使用済燃料の処分の方法に関する変更によるものであり、発電用原子炉については変更がなく、使用済燃料は法に基づき指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うこと、海外において再処理が行われる場合は、我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施することとされている。これらのことから、当該発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められるとする原子力規制委員会の判断は妥当である。